

資料2

廃棄物等の輸出入に関する 法制度及び施行状況の概要

1. バーゼル条約等と 国内担保法令の概要

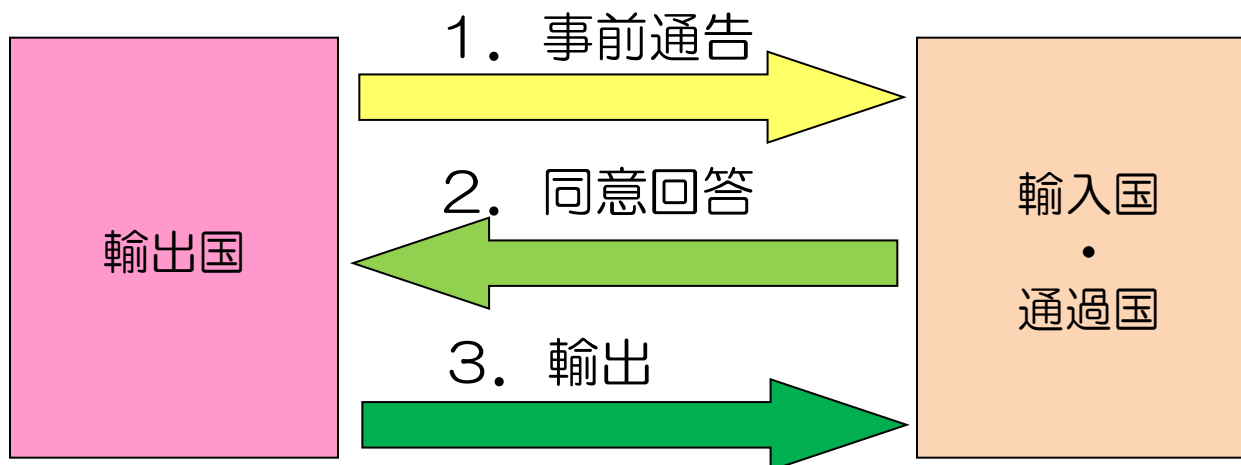
バーゼル条約について

- 正式名称：「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」
- 概要： 有害廃棄物の輸出入を規制
- 成立： 1989年バーゼル（スイス）で採択、1992年発効
- 経緯： 1980年代、先進国から環境規制の緩い途上国への有害廃棄物の不適正輸出が多発
- 締約国： 180カ国 1 機関（EU）
(2015年4月現在)

バーゼル条約の概要

※詳細は参考資料2参照

- 有害廃棄物の国内処理の原則・越境移動の最小化
(注：OECD国間の取り決めに基づく有害廃棄物のリサイクル目的の輸出入においては、本原則は掲げられていない。)
- 輸出に先立つ事前通告・同意取得の義務
- 移動書類の携帯（移動開始から処分まで）
- 不法取引が行われた際の輸出者の国内引き取り義務（再輸入、処分等）



バーゼル条約における不法取引（第9条）

- 輸出国の事前通告が無い
- 輸入国等の同意が無い
- 書類との不一致 など

= **不法取引**

↓
輸入国からの通報

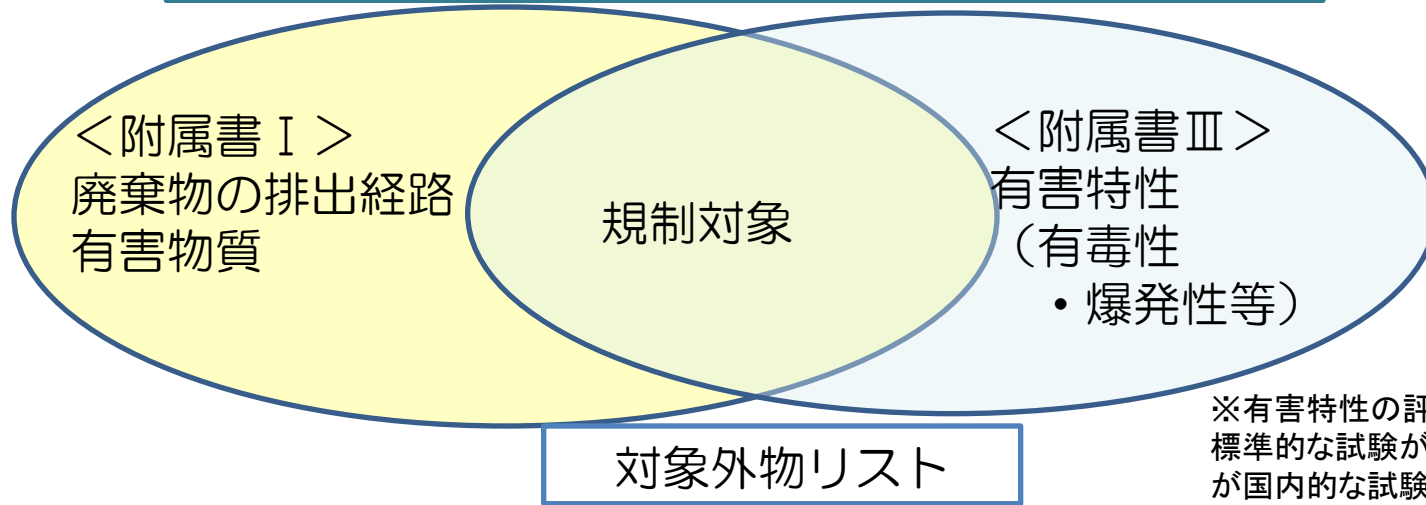
↓
輸出国の責任

輸出者が30日以内に輸出国内に引き取る
又は適正に処理する

（輸出者が義務を履行できない場合は輸出国が引き取り義務を負う）

バーゼル条約・バーゼル法の規制対象物

附属書Ⅳ（処分作業又はリサイクル作業）が目的とされているもの



※有害特性の評価については、標準的な試験が存在せず、各国が国内的な試験を行うことで対応するものとされる。

規制対象物<附属書Ⅷ>
鉛蓄電池、めっき汚泥、
廃石綿、シュレッダーダスト等
(PCB以外は裾切値の規定なし)

規制対象外<附属書Ⅸ>
鉄くず、貴金属のくず、固形プラス
チックくず、紙くず、繊維くず、ゴ
ムくず等

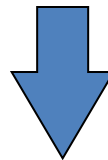
- 有害特性の評価については、締約国がそれぞれの考え方を適用。
- 附属書Ⅰ及び附属書Ⅲに掲げる廃棄物以外に、国内法令により有害であると定義され又は認められる廃棄物を通報することにより、締約国に事前通報を求める又は輸出入を禁止することができる。

二国間・多国間協定（第11条）

経済協力開発機構（OECD）理事会決定

OECD加盟国間（日本、欧米、韓国等）

**有害廃棄物等の輸出入手続
及び許可要件の簡素化**



バーゼル条約で規制対象のものが
一部、原則規制対象外（リサイクル目的の場合）

（例）

プリント基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ
石炭火力発電所から生じる飛灰
塩化ビニル（PVC）

廃棄物等の輸出入に関する国内法の枠組

バーゼル条約

国内担保法

バーゼル法

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)

特定有害廃棄物等の輸出入を規制

【外為法に基づく承認】

(環境大臣は環境汚染防止に関する確認)

- 輸出: 非OECD加盟国向けでは環境大臣の確認が必要
- 輸入: 必要があれば環境大臣は意見を陳述

廃掃法

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

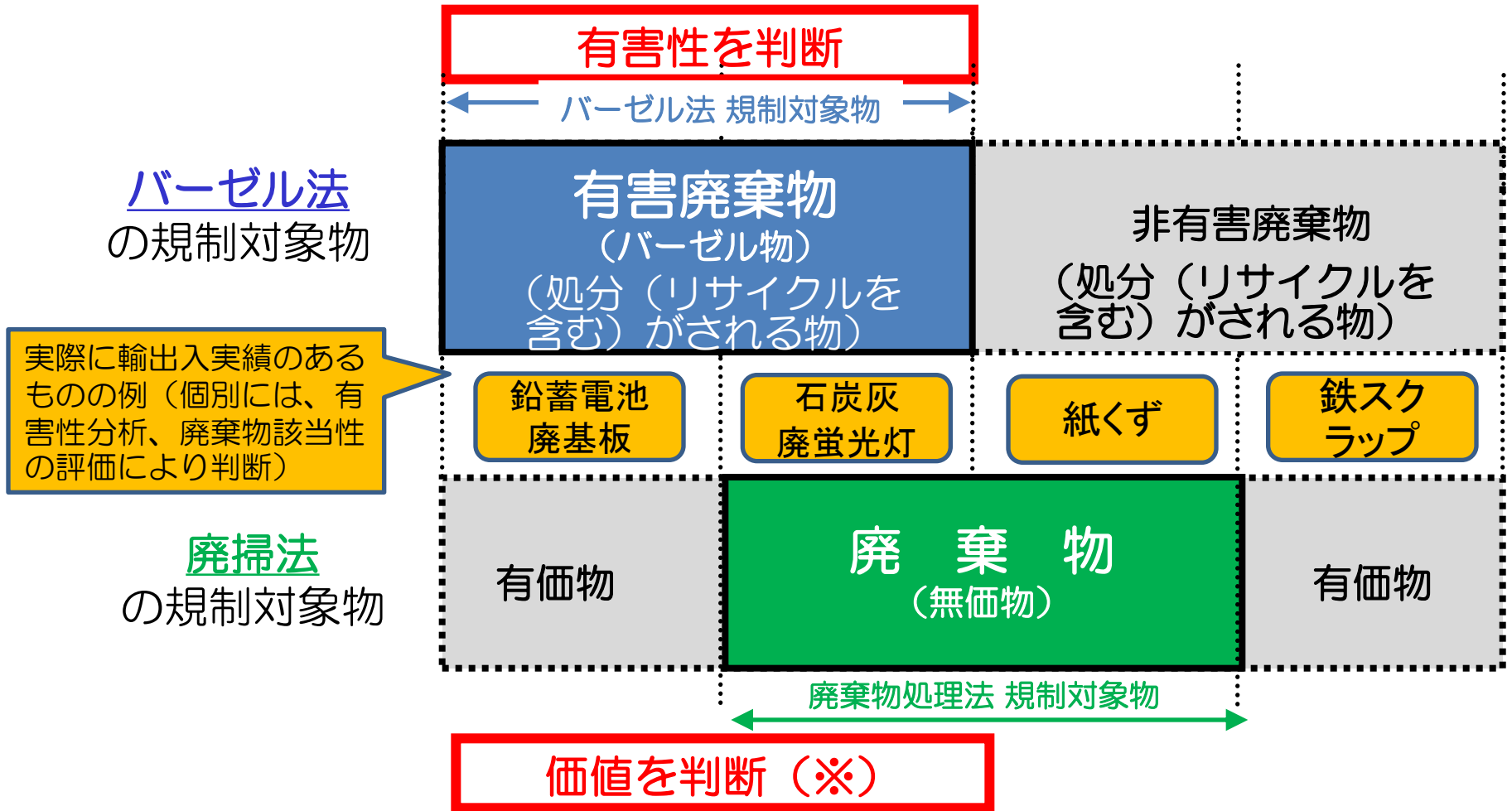
廃棄物の輸出入を規制

【廃掃法に基づく輸出確認及び輸入許可】

- 輸出・輸入の際に、環境大臣の確認(許可)が必要
(輸出・輸入の承認は、廃掃法に基づく許可を受け、別途外為法で行われる)

関係法令: 外国為替及び外国貿易法(外為法)、関税法

バーゼル法・廃掃法の規制対象の事例



- ※ 廃棄物への該当性は、以下の判断要素を勘案して総合的に判断することとされている。
- ①物の性状 (環境基準等への適合状況等)、②排出の状況 (排出前や排出時における品質の管理等)、③通常の見取り形態 (廃棄物処理事例の有無等)、④取引価値の有無 (処理料金に相当する金品の授受等)、⑤占有者の意思 等

バーゼル法の概要

※詳細は参考資料3参照

1. 特定有害廃棄物等の定義（第2条）
 - 具体的な規制対象物は告示等で示す
2. 輸出・輸入の承認（第4条、第8条）
 - 経済産業大臣の承認（事前通告・回答が必要）
 - 環境大臣の確認（非OECD加盟国向け等の輸出の場合）、意見陳述（輸入の場合）
3. 移動書類の交付（第5条、第9条）
 - 運搬時における移動書類の携帯義務
4. 措置命令（第14条）
 - 不適正輸出入時の回収又は適正な処分等を規定
5. 報告徴収（第15条）、立入検査（第16条）
6. 罰則（第21～24条）

廃掃法（輸出入関係規定）の概要

※詳細は参考資料4参照

1. 廃棄物の定義（第2条）
2. **国内処理等の原則**（第2条の2）
 - － 国内で発生した廃棄物は、なるべく国内で適正処理
3. 輸出・輸入に係る環境大臣の確認（許可）
 - － 一般廃棄物の輸出（第10条）、産業廃棄物の輸出（第15条の4の7）
 - － 産業廃棄物の輸入（第15条の4の5）
4. 報告徴収（第18条）、立入検査（第19条）
5. 措置命令等（第19条の3～6）
 - － 輸入された廃棄物について、不適正な処分等が行われ、生活環境保全上の支障が生じる等と認められる場合等
6. 罰則（第25～27条、30条、32条）

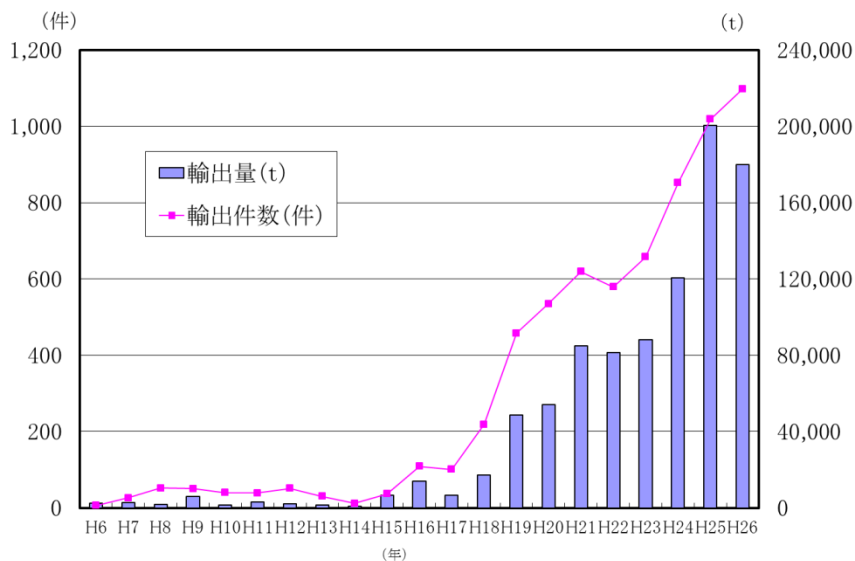
※平成17年に無確認輸出に係る未遂罪・予備罪を創設

2. バーゼル法及び廃掃法に基づく廃棄物等の輸出入状況

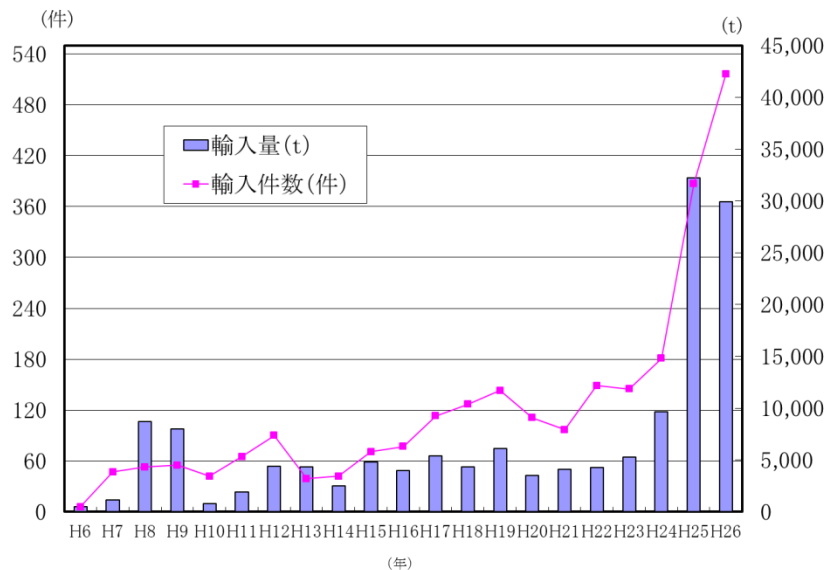
特定有害廃棄物等の輸出入実績（平成26年）

我が国からの輸出（括弧内は前年）			我が国への輸入（括弧内は前年）		
相手国への通告	115件 (77)	412,861トン (330,806)	我が国への通告	139件 (113)	173,735トン (86,709)
輸出の承認	79件 (72)	277,411トン (405,167)	輸入の承認	125件 (103)	139,621トン (96,273)
輸出移動書類の交付 (輸出件数・輸出量)	1,098件 (1,019)	180,035トン (200,307)	輸入移動書類の交付 (輸入件数・輸入量)	516件 (387)	29,904トン (32,222)
相手国・地域	韓国、香港、シンガポール、米国等		相手国・地域	香港、台湾、タイ、フィリピン、シンガポール等	
品目	鉛スクラップ（鉛蓄電池）、石炭灰、鉛灰等		品目	電子部品スクラップ、金属含有スラッジ、電池スクラップ（ニッケルカドミウム、ニッケル水素、リチウムイオン）等	

特定有害廃棄物等の輸出量及び輸出件数の推移



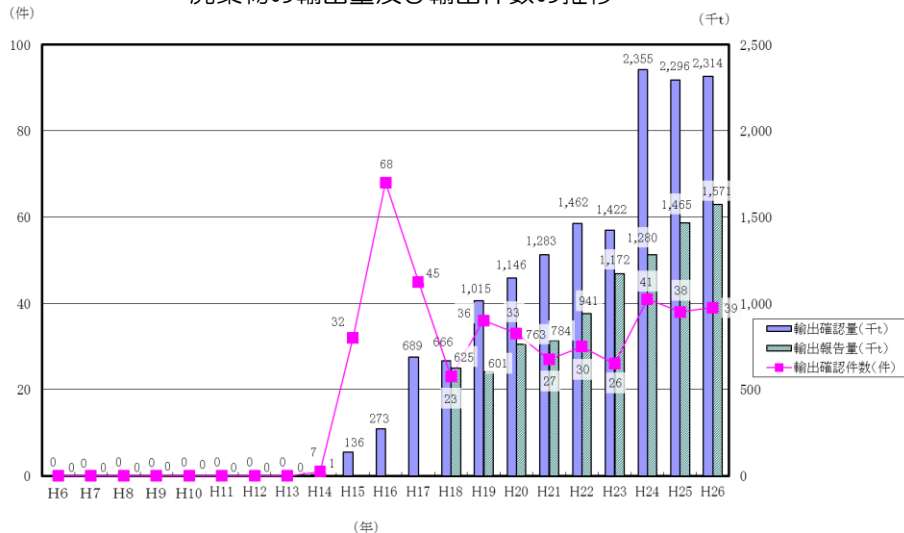
特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移



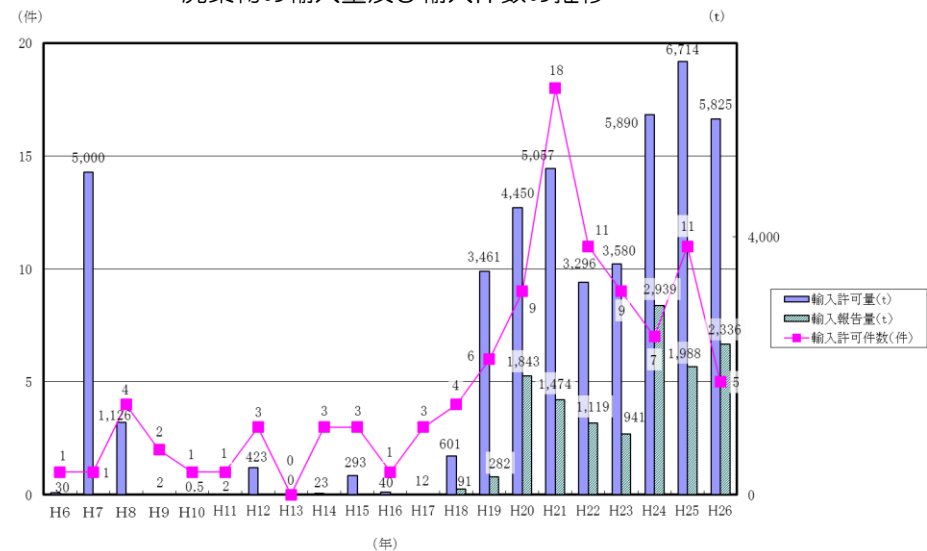
廃棄物の輸出入実績（平成26年）

我が国からの輸出（括弧内は前年）			我が国への輸入（括弧内は前年）		
輸出確認	39件 (38)	2,314,159トン (2,296,489)	輸入許可	5件 (11)	5,825トン (6,714)
輸出報告量	1,570,545トン (1,464,763)		輸入報告量	2,336トン (1,988)	
相手国・地域	韓国、香港		相手国・地域	台湾、韓国、中国 等	
品目	石炭灰		品目	廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒、廃プラスチック 等	

廃棄物の輸出货量及び輸出件数の推移



廃棄物の輸入量及び輸入件数の推移

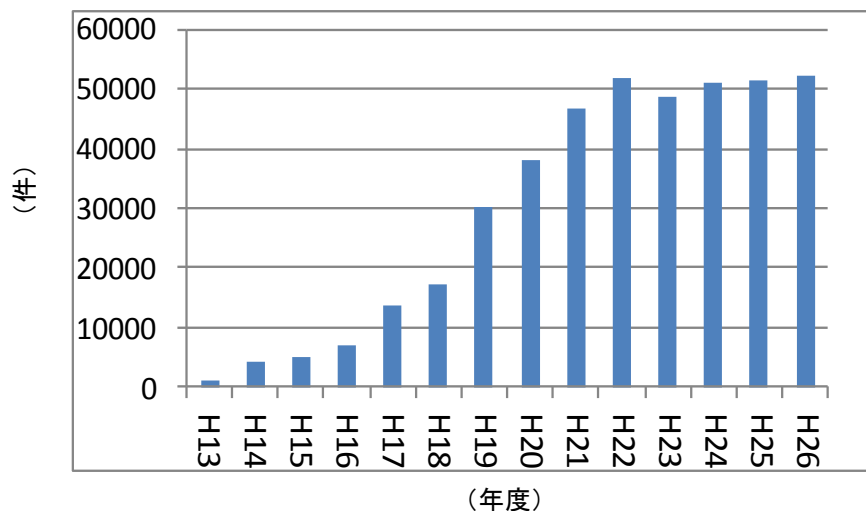


※輸出入報告量については、平成18年以降について集計。

規制対象物への該非判断に係る事前相談制度等

- ◆ 環境省及び経済産業省では、事業者が輸出入を行おうとしている貨物がバーゼル法及び廃掃法の規制対象物に該当するか否かについて、行政サービスとして、事業者から送付された書類の内容に基づき助言を行う事前相談制度を実施（廃掃法については環境省のみで実施）。
- ◆ 事前相談の利用件数は、循環資源の輸出入の活発化に伴い増加し、近年は年間5万件前後で推移。
- ◆ また、毎年、全国10か所程度で、バーゼル条約、バーゼル法及び廃掃法の概要やこれらに基づく廃棄物等の輸出入にあたって必要な手続きについて、事業者向けの説明会を開催し、手続きの周知を図っているところ。

事前相談件数の推移



事業者向け説明会の様子



3. 廃棄物等の不法輸出入対策に関する取組状況の概要

関税法

◆第67条(輸出又は輸入の許可)

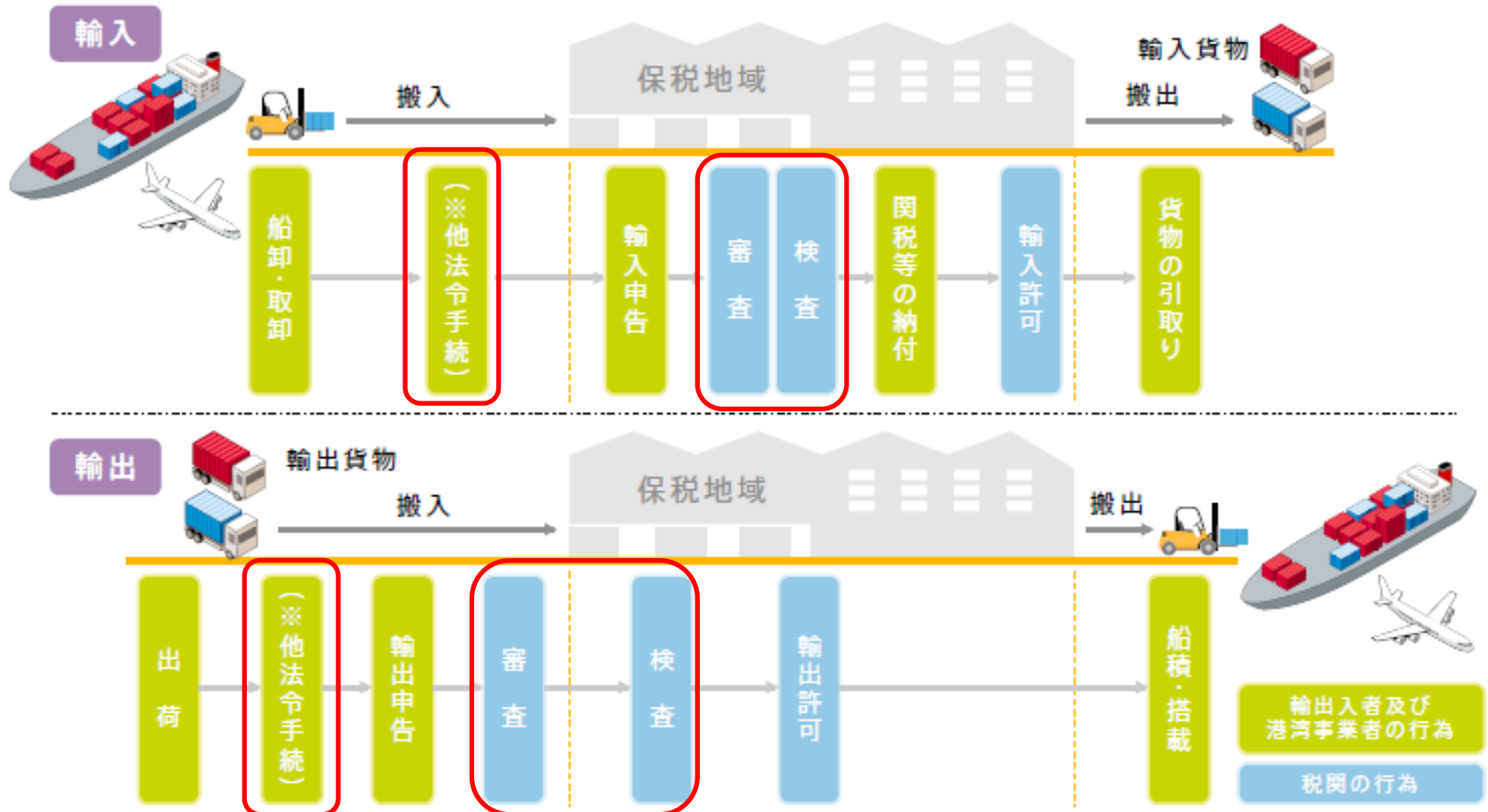
貨物を輸出入しようとする者は、当該貨物の品目並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経てその許可を受けなくてはならない。

◆第70条(他法令の確認)

他の法令の規定により輸出入に関して許可、承認等を必要とする貨物については、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

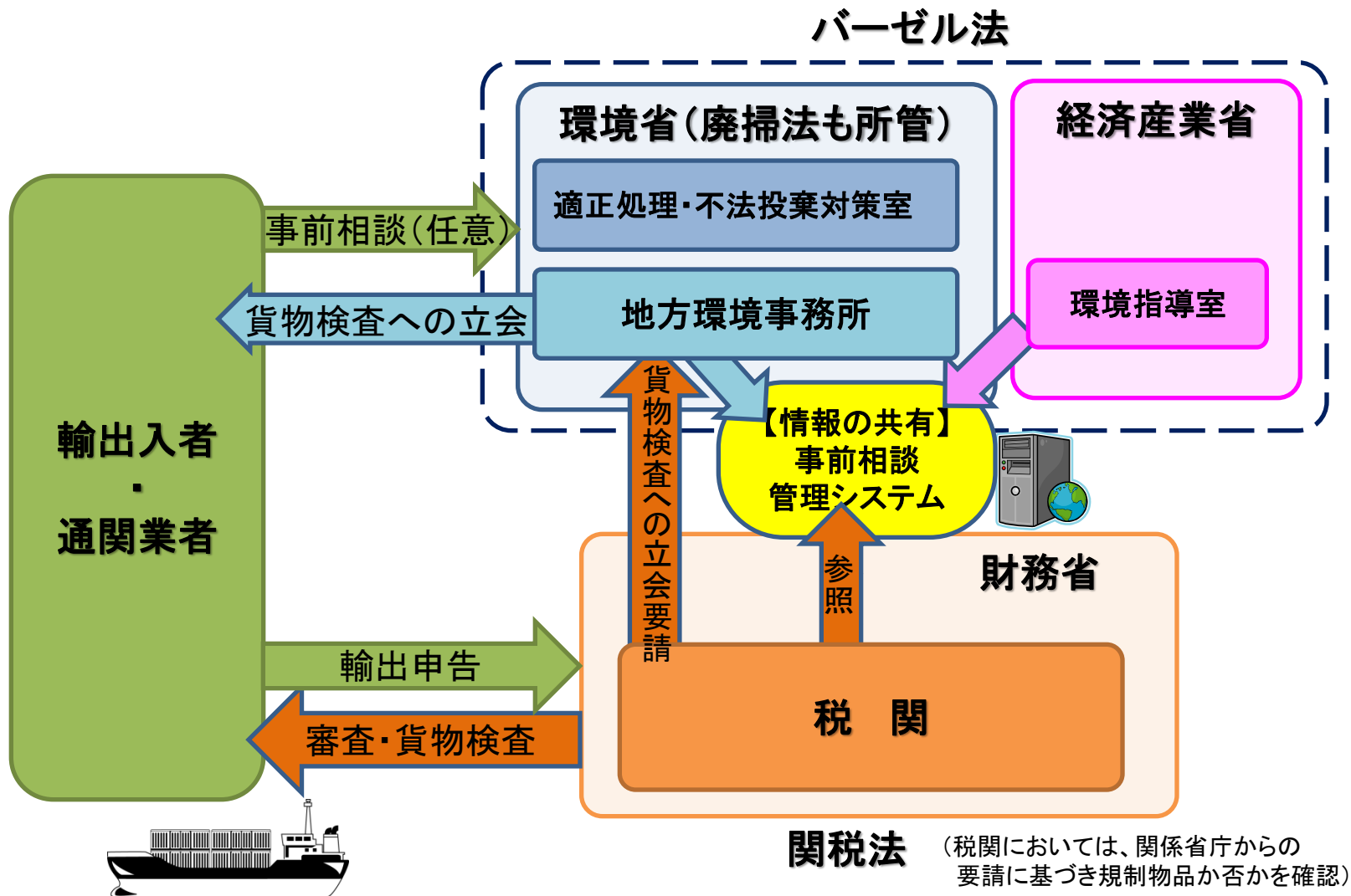
税関における他法令確認及び貨物検査

税関においては輸出入申告に係る審査の際に他法令確認（廃掃法及びバーゼル法を含む。）を行っており、廃掃法及びバーゼル法に該当する疑義がある場合は貨物検査を実施している。



※他法令手続: 貨物によっては、食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法などの関税関係法令以外の手続が必要となるものがあります。

不法輸出入対策に係る関係省庁連携 (概念図)



(税関においては、関係省庁からの要請に基づき規制物品か否かを確認)

環境省における水際対策の実施

- ◆ 環境省の全国8か所の地方環境事務所等（平成17年設立）が税関と連携し、バーゼル法又は廃掃法に違反するおそれがある輸出入について、貨物確認等を行い、違法行為と認定した事業者に対しては行政指導等を実施。
- ◆ 各地の税関とは、各地方環境事務所が定期的な意見交換を実施。また、毎年、検査強化月間を設け、連携して水際取締を実施。
- ◆ 地方自治体とは、廃掃法の不法輸出事案（未遂を含む）の行政指導等に係る情報を共有するとともに、廃棄物等の発生元等への立入検査等の取締りを連携して実施。



貨物確認（廃プラスチック）



スクラップ保管場所の巡視

地方環境事務所における水際対策の流れ

税関から不法輸出入疑義案件の情報提供

開披検査(税関検査)への立会い

不法輸出入の疑い有りと判断した場合

業者へのヒアリング、報告徴収、立入検査等の実施

- ・ 廃掃法: 廃棄物か判断
- ・ バーゼル法: 特定有害廃棄物等か判断

廃棄物等に該当すると判断した場合

- 悪質性等を踏まえて、行政指導、告発等の対応を決定
- 廃棄物等と判断された貨物については、法に基づく対応(国内での適正処理等)を行うよう指導



大型X線検査装置 等による検査



税関の貨物検査への立会い



スクラップに混入していたエアコン室外機

※バーゼル法に関しては、経済産業省と連携して対応

地方環境事務所における シップバック事案への対応の流れ

輸入国又は通過国当局からのバーゼル条約第9条に基づく通報(環境省本省が受領)

(環境省本省)

- ・相手国当局に通報に係る詳細の確認、調整
- ・地方環境事務所に情報共有

(地方環境事務所)

貨物が日本に到着するまでに事業者へヒアリング

貨物到着後、開披検査(税関検査)への立会い

不法輸出入の疑い有りと判断した場合

※以下、対応は、水際対策への対応と同じ



シップバックされた貨物の写真

※シップバックに関しては、外務省、経済産業省と連携して対応

告発等を行った過去の悪質事案の例

事案	規制対象物	廃掃法における対応	バーゼル法における対応
フィリピン向け輸出 既遂事案（1999年） ※シップバック事案	医療系廃棄物 （古紙等と偽って輸出）	貨物回収後、未確認輸出の疑いで告発。起訴され、有罪が確定。	回収と適正処理に係る措置命令を発出。 （命令が履行されなかったため、日本政府が行政代執行。）
ミャンマー向け不法輸出未遂事案 （2009年）	廃冷蔵庫 （リユース目的を偽って輸出申告）	無確認輸出未遂の疑いで告発。起訴され、有罪が確定。	—
事案A（2012年、中国向け輸出未遂）	廃エアコン、廃冷蔵庫（スクラップとして輸出申告）	嚴重注意文書を手交（行政指導）	—
事案B（2012年、中国向け輸出未遂）	廃エアコン、廃洗濯機（スクラップとして輸出申告）	嚴重注意文書を手交（行政指導）	—
事案C（2012年、香港向け輸出既遂） ※シップバック事案	使用済みパソコン （中古品として輸出したものの一部）	—	嚴重注意文書を手交（行政指導）